

令和 6年度  
沖縄県立読谷高等学校  
体育スポーツ研究指定職員研修会

教職員と保護者の協調で作るこれからの部活動

琉球大学 教育学部 地域共創研究科  
沖縄県スポーツ医・科学 委員  
宮城 政也

# 各国の中等教育段階のスポーツの場に関する類型

学校中心型	学校・地域両方型		地域中心型
日本	カナダ	ポーランド	ノルウェー
中国	アメリカ	ロシア	スウェーデン
韓国	ブラジル	イスラエル	フィンランド
台湾	スコットランド	エジプト	デンマーク
フィリピン	イングランド	ナイジェリア	ドイツ
	オランダ	ケニア	スイス
	ベルギー	ボツワナ	コンゴ
	フランス	マレーシア	イエメン
	スペイン	オーストラリア	タイ
	ポルトガル	ニュージーランド	

(中澤, 2014, pp.46-49)

# 各国の中等教育段階のスポーツの場に関する類型

○運動部活動と地域クラブの双方が存在する「学校・地域両方型」が、欧州の大部分や北米を中心に20ヶ国で最も多い。ただし、そのうちのほとんどの国では、運動部活動が存在するものの、地域クラブのほうが規模が大きく、活動も活発。

○地域クラブを主とする「地域中心型」は、ドイツなど9ヶ国。運動部活動が存在しない国も、珍しくない。

○運動部活動を主とする「**学校中心**」の国は、**日本を含むアジア5ヶ国と最も少ない**。日本以外の4ヶ国が「学校中心型」に位置するのは、地域社会のスポーツが未発達のため。中国や韓国の運動部活動は**一握りのエリート**しか参加しておらず、運動部活動そのものの規模は日本と比較して小さい。

# 日米英における中学・高校運動部活動の諸特徴

	日本	アメリカ	イギリス
設置学校の割合	ほぼすべての学校	ほぼすべての学校	ほぼすべての学校
各学校の部数	多数	少数（トライアウト制）	多数
生徒の加入率	約50～70%	約30～50%	約50%
活動状況	活発	活発（シーズン制）	不活発
全国大会	有	無	有
指導者	教師（ <u>関心や経験のない教師を含む</u> ）	教師とコーチ	教師
指導目的	<b>人間形成</b>	競技力向上	競技力向上
総括的特徴	一般生徒の教育活動	少数エリート の 競技活動	一般生徒の レクリエーション

# 部活動での人格形成という神話

- 「スポーツは人格形成に必ず役立つ」はウソである...  
「アスリートほどルールを軽視する」という衝撃データ.

<https://president.jp/articles/-/64193>

- 舞田敏彦(教育社会学者)

「『部活動が生徒の人間形成に寄与する, **教員も関わって当然**』  
という考えがあるが, **それが常識ではなく非常識である**」

<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2022/12/post-100283.php>

# より良い社会に向けた地域移行

## ○「空気拘束主義」の軽減

部活動は日本的象徴。空気で運用・実施されてきた。

(例)①「生徒の自主的, 自発的な参加により行われる部活動」

→空気で強要。(生徒・教員ともに)

②「体罰は学校教育法11条で禁止」

→空気で許容。(部活動に限定されず, 学校現場において)

③「部員の不祥事に対する連帯責任」

→明確なルールがないにも関わらず, 空気で強制。企業や官公庁では問われず, プロスポーツでも求められない。

「『空気』とは・・・教育も議論もデータも, そして科学的解明も歯がたたない『何か』である」(山本, 2018, pp.16-17)

「空気が, すべてを制御し統制し, 強力な規範となって, 各人の口を封じてしまう現象, これは昔と変りがない」(山本, 2018, p.20)

# アンコンシャス・バイアス

(無意識の偏見, 無意識の思い込み)

- 「普通は〇〇だ」や「みんな〇〇だ」「どうせムリだ」といった決め付けの言葉や「〇〇しなきゃ」「こうあるべきだ」「こうでないとダメだ」といった押し付けの言葉など。
- 過去の経験や慣習, 周囲の環境などから身に付くものであり, 何気ない発言や行動のなかに現れます。本人に自覚がないことが多く, 問題に気が付きにくいという特徴があります。そのため, 「よくあること」と見過ごされがちです。しかし, 多くの場合, 十分な事実に基づいていないため, 様々な場面で意思決定にゆがみを与え, 間違った判断につながる可能性があります。



無意識の偏見・思い込みへの気づきと改善が, 生徒, 教師, 保護者の協調を作る⇒  
私たちが今やるべきことは, 【人権の理解と尊重について, 心を込めて再考することである】

# 沖縄県部活動等の在り方に関する方針

(改定版:令和3年12月)

(概要版抜粋)

## 【1.策定の趣旨等】

- 県立学校は、子どもの人権を尊重した適切な部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- 市町村教育委員会及び市町村立中学校は、持続可能な運動・文化部活動の在り方について再検討し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶や指導者の資質向上等に取り組む。



# 人権とは

- 人が人らしく生きていくために認められている権利であり、誰もが生まれながらにもっている、誰からも侵されることのない権利
- 人が人として、その社会の規範の中で自由に考え、自由に行動できる権利

# 人権の尊重

- 相手のことを自分のことと同じように考え、大切にすることです。思いやりの心をもって、お互いの違いや多様性を認め合うことが、誰もが幸せに暮らしていける「人権が尊重された社会」を築きます。

# 人権感覚の欠如とハラスメント

## 【ハラスメントの内容として】

最も多いのが「精神的な攻撃」(55.8%)であり、続いて、「過大な要求」(28.7%)、「人間関係の切り離し」(24.7%)、「個の侵害」(19.7%)「過小な要求」(18.3%)、「身体的な攻撃」(4.3%)である(厚生労働省, 2012)。

精神的な攻撃とは、「皆の前で叱責される」「ミスを皆の前で大声で言われる」「無能扱いされる」などであり、業務の中で最も起こりやすいハラスメント行為である。特に、人前で叱責するといった行動は、警察や消防、自衛隊、海上保安庁などの職場で起こりやすい

(萩臺ら, 2018)。

## 【2.望ましい部活動の在り方】

- 部活動の指導においては、勝利至上主義（大会等で勝つことのみを重視し 過重な練習を強いる等）に陥らない指導を強く求めるものである。
- 部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考えなければならない。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程と関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組まなければならない。

# 【3.適切な指導の実施】

## (1) 指導における留意点

- 校長及び指導者は、生徒の心身の健康管理，事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。
- 練習及び練習試合では、生徒の安全管理を最優先する。天候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は活動の中止や延期，計画の見直し等，適切に対応する。

# 部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組

## 【1.体制の構築】

- 学校は、校内に生徒や保護者からの部活動における **暴力・暴言・ハラスメント** についての相談体制(窓口等)を指導者、部員・保護者等に周知する。
- 校長は、部活動に係る校内委員会「部活動顧問会又は地域部活動連絡会(仮称)」(PTA 関係者や地域関係者等(部活動指導員、外部コーチ含む))を設置する。
- **保護者会** の設置の場合は、保護者の意向を踏まえ、学校が適切に関与する。

## 【2.学校における具体的な取組】

- 学校は、部活動における暴力・暴言・ハラスメントと疑われる事案について、**県教育委員会に一報を入れ、報告書を提出し**、県教育委員会と連携し問題の解決に取り組む。
- 他の指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに当たる行為を確認した指導者等は、生徒の安全を確保し、速やかに**管理職に報告・相談**する。
- 校長は、「管理職用、指導者用チェックシート」を活用し、指導改善に取り組む。
- 管理職は、異動時において、部活動等における指導者の暴力・暴言・ハラスメントに関する**情報を、適切に引き継ぐ**。

### 【3.研修の充実と県教育委員会の役割】

(一部抜粋)

- 学校は、4月発足職員会議(服務研修等)、長期休業中の職員会議等において、国のガイドラインや「本改定版」・「本取組」、学校方針を確認し、また、チェックシートを活用するなどして、部活動指導の改善に取り組む。
- 専門外の教職員は校内研修を受講すること。専門の指導者は、校外研修を年1回は受講することとし、県教育委員会は調査にて把握する。
- 県教育委員会は、管理職や指導者等へ人権教育を含めた研修を実施する。



## 【4.指導者と部員等との連絡体制の在り方と留意点】

(一部抜粋)

- 原則として、指導者から部員への連絡事項は、学校教育活動時間内(部活動時間内)に、直接、口頭又はプリント等を用いて行い、必要に応じて保護者等へも周知すること。また、**可能な限り、学校電話を使用**すること。
- 緊急連絡等の場合は、指導者と部員との連絡(SNS等の活用)が、顧問から主将といった「**1対1**」とならないよう、**複数名でのグループでの連絡体制を構築**することや、**保護者会役員**等を含める等の工夫を図る。

# 【終わりに】

(一部抜粋)

- 指導者においては、「子どもは大人のものではないこと」を十分に認識した上で、「部活動は指導者のものではなく、子どもたちが自主的、自発的に行うもの」であることを再確認し、更なる信頼関係の構築に向けて、部活動指導に取り組みましょう。
- 保護者のみなさんもそのことを十分に再確認し、今後とも学校や部活動をサポートしていただきたいと思います。また、指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに対しては、**一人で悩まず**、保護者会、学校(管理職等)、教育委員会等に**相談する**など、子どもたちを守る行動をとってください。

○ 今後の学校部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます構築され、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係機関・団体、学校・指導者、部員・保護者や地域が一体となって、痛ましい事案の再発防止と暴力・暴言・ハラスメントの根絶に取り組むとともに、今後とも、子どもたちの「夢実現」に取り組んでまいりましょう。

部活動の地域移行は教職員の働き方改革もあわせて検討